

固定ブロードバンドのユニバーサル制度に関する意見（2）

2022年9月5日
一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

固定ブロードバンドのユニバーサル制度に関する意見 (支援対象区域の指定の在り方、交付金・負担金算定の在り方、その他)

目次

- ③ **一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方** ----- **3ページ**
1. 支援対象、競合事業者の要件となる電気通信回線設備の規模の考え方
 2. 支援対象、競合事業者の要件となる第二号基礎的電気通信役務の継続提供期間の考え方
 3. 大部分を他社の回線設備と接続して提供される場合の区域指定の考え方
- ④ **交付金・負担金算定の在り方**
- 【交付金】 ----- **4～6ページ**
1. 費用算定の考え方
 2. 支援額算定の考え方
- 【負担金】
1. 負担事業者の範囲 ----- **7ページ**
 2. 負担金の額の割合の上限
 3. 負担金の算定単位 ----- **8ページ**
- ⑤ **その他**
1. 利用者等への周知の在り方等 ----- **9ページ**

一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方

1. 支援対象、競合事業者の要件となる電気通信回線設備の規模の考え方

- 「一般支援対象区域」の支援対象事業者と競合事業者についての電気通信回線設備の規模の要件として、事業者が届け出た「町字単位の業務区域でのサービス提供可能な世帯数」を基に、算定される世帯カバー率（全世帯数に対するサービス提供可能世帯数の割合）が規定割合を満たすことと理解しております。固定電話のユニバーサルサービスでは世帯カバー率の規定が100%となっていますが、固定ブロードバンドの場合には実態を踏まえて割合を規定すること（例えば過半数の50%以上など）を要望します。

2. 支援対象の要件となる第二号基礎的電気通信役務の継続提供期間の考え方

- 条件不利地域の一者提供の地域に対し、後に大手通信事業者が参入して二者提供となった事例などがあり、上記1の世帯カバー率とともに、継続提供期間を要件とすることは重要と考えます。このため、「一般支援対象区域」の支援対象事業者と競合事業者については、一定期間（例えば、一年以上）にわたってサービスを継続的に提供していることを要件とする必要があると考えます。
- また、過疎化・高齢化により限界集落となる地域においては継続提供が困難となり、エリアの縮小や撤退が止むを得ない場合もあることの配慮もお願いします。

3. 大部分を他社の回線設備と接続して提供される場合の区域指定の考え方

- 卸役務を利用してサービスを提供する事業者は、競合事業者として扱わないことが適当と考えます。

交付金（費用算定の考え方、支援額算定の考え方）（1/2）

-費用算定や支援額算定において、**FTTHとHFCではシステム構成が異なること、地域によりサービス提供の実態が異なることを配慮**いただくことを要望します。

-**地域によりサービス提供の実態が異なる例**として下記2つのケースを示します。

①遠隔にある不採算地域にブロードバンドサービスを提供する場合には、**サブセンターの設置が必要**であったり、**センター設備の収容効率が極端に悪くなる**ことがあります。さらに、**遠隔地の利用者への設置・運用・営業などの経費も都市部と比較して高額**となる傾向にあります。このため、このような地域においては、**局舎設備も支援対象設備に含めることや、設備コスト以外の費用についても配慮**することを要望します。

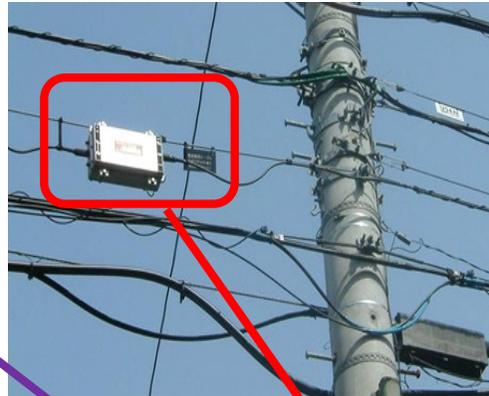
②不採算地域にブロードバンドサービスを提供する際には、**非居住エリアを經由するアクセス回線を敷設**することも想定されます。このような場合には、非居住エリアであっても**除外することなく費用算定することを要望**します。

-支援対象の費用は、原則として「支援対象区域のアクセス回線設備」の維持に必要な費用と示されています。**アクセス回線に付帯するヘッドエンドのセンター設備（FTTHにおけるOLT、HFCにおけるCMTS*、電源設備等）や宅内設備（FTTHにおけるONU、HFCにおけるCM*等）**はサービス提供の際にアクセス回線と不可分な設備であるため、**これらの設備の維持費用も支援対象とすること**を要望します。 *CMTS:Cable Modem Termination System、CM:Cable Modem

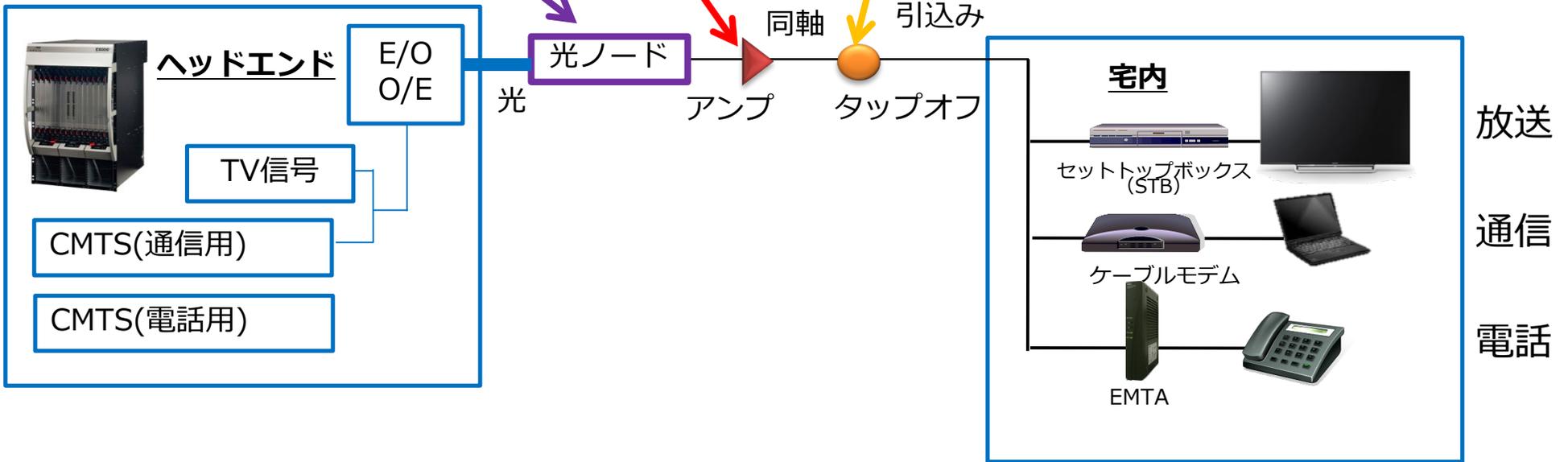
交付金（費用算定の考え方、支援額算定の考え方）（2/2）

- CATV事業者は通信と放送を同時にサービス提供するのが一般的であるため、費用や支援額の算定には通信部分の収益を抽出する必要があります。しかしながら、テレビ等とのセット料金からの按分、通信と放送で共通する設備が多く存在すること、人件費・販管費の按分等を考慮する必要がありますが、事業者により按分等に対する考え方が異なる場合があります。
- このため、費用算定などでの電気通信事業の収益について、サービス提供の実態に合わせて、使用帯域や契約数に基づいて按分するなど、分計のガイドラインが必要と考えます。

【参考】HFCのシステム構成例



保安器



負担金（負担事業者の範囲、負担金の額の割合の上限）

- 負担事業者の範囲については、中小規模の事業者に過度の負担がかからないよう、ブロードバンド事業の収益が一定規模以上となる事業者に交付金の負担を求めるなどの配慮をお願いします。
- 負担事業者の範囲や、負担金の額の割合の上限は、電話のユニバーサルサービスの要件として示されている「負担事業者は前年度の電気通信事業収益が10億円超であること」、「負担金額の上限は負担事業者の事業収益の3%」が目安と考えます。
- CATV事業者には、自前で設置した回線設備を用いたサービス提供に加え、光卸(光コラボ等)の利用や、卸元(ドコモ光タイプC等)として回線提供を併せて行う事業者が一定数存在します。また、接続方式(NTTシェアードアクセス)を利用している事業者、フレッツ光向けのISPサービスを提供している事業者もいます。
- これらの事業者にとって、自前/卸先/卸元の違いにより交付金負担の在り方が異なると理解しております。このため、基本的には自前/卸元が負担する事業者と考えますが、負担金額算定や支援機関への支払い等において、回線の保有者の違いにより非効率な作業が発生し事業者の負担増とならないよう配慮いただくことを要望します。

負担金（負担金の算定単位）

- 「IoTサービス」は、農業や防災等のための各種センサ、ガス・電気等の利用量を計測するテレメータリングなどであり、大量のデータを送受信する「ブロードバンド」のような利用形態ではなく、少量のデータを定期的に伝送するだけとの理解です。
- このため、「無線ブロードバンドサービスのうち、IoT用途等を想定したサービス」については、本制度が目指すテレワーク、遠隔教育、遠隔医療等の「ブロードバンド」サービスとは性質が異なるサービスであるため、基金の負担対象とすべきでないと考えます。
- 仮に負担対象とする場合であっても、通常の端末と同一の扱いとせずゲートウェイ単位とするなど、異なった扱いとする必要があると考えます。また、IoTサービスには多様な用途があると思われるため、利用実態に合わせた検証が必要と考えます。
- なお、省電力・遠距離通信可能な通信、いわゆるLPWA（Low Power Wide Area）は無線ブロードバンドの範疇ではなく、負担対象とならないと考えています。
- 集合住宅のバルク契約においては、1契約に複数のエンドユーザがいるため、事業者側でエンドユーザ数を把握しておらず、契約数とエンドユーザ数が一致しない場合があります。この場合、契約数でカウントする等の統一的な基準が必要と考えます。
- また、法人契約においては、1契約に複数の回線が含まれる場合があります。この際には回線数でカウントする等の統一的な基準が必要と考えます。

利用者等への周知の在り方

- 固定ブロードバンドをユニバーサルサービスに位置付けることについて、国民に理解いただくためには、**国、地方自治体、電気通信事業者、関係団体等、それぞれの立場から周知広報を行う必要がある**と考えます。
- 交付金制度の施行以降においては、制度の仕組みや交付金・負担金の算定方法のみならず、**適格電気通信事業者の事業者への補填額や負担金額などの運用・拋出状況を、総務省あるいは支援機関のホームページなどで示す必要がある**と考えます。
- 負担事業者が仮に利用者に転嫁する場合には、固定電話のユニバーサル制度と同様に、事業者のホームページでの周知、請求書の明細に標記する等の対応を想定します。しかしながら、**固定ブロードバンドは多様な事業者が提供しているため、ガイドラインなどで利用者への情報開示の具体的な方法を明示して統一することが必要**と考えます。

ご清聴ありがとうございました。

